

様式第2号（第3条関係）

令和2年8月21日

議員 久松 倫生 様
（市議会議長経由）

松阪市長 竹上 真人
（担当部局 環境生活部）



文書質問に対する回答書

令和2年第1号の文書質問について、松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 質問件名
「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の実効性について
- 2 回答内容
別紙のとおり

文書質問に対する回答事項

令和2年8月21日

【質問】①

7月22日の「未来を語る会」についての地元紙の報道で、太陽光発電設備の設置について「ガイドライン」（県が設定）をもとに「行政指導的な話で取りやめになった」「行政機関と施行業者の話ができるようにしたい」という見解が示されています。事実としてどういう実態があるのかお示し下さい。

【回答】（環境生活部 環境課）

当市では、国、県が策定している各ガイドライン（資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、三重県の「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」）に基づき、太陽光発電事業が適切に実施され、地域との調和が図られるよう、事業者や地域住民等からの相談を受け付け、必要に応じ、事業者又は地域住民へアドバイス等を行っております。

事業者から関係法令、条例等の手続きについての問い合わせがあれば、各所管部局等を案内し、市民からの問合せ等により標識や柵塀等の未設置などガイドラインの遵守事項について不備が疑われる場合は、事実確認の上、事業者に改善を求めています。

また、県のガイドラインに基づき、必要に応じて、県の担当部局とも協力して現場確認や情報共有を行い、国、県のガイドラインの適正実施に向けて対応にあたっています。

ご質問にあります7月22日に地元紙に掲載された飯南地域での事例については、「市長への手紙」により隣り合う3戸の住民から、住宅のすぐそばに太陽光発電施設が建設される話があり、これが建設されると地区が太陽光パネルで囲まれてしまい、生活環境の悪化が危惧されることから相談があったものです。

この相談については、県のガイドラインに基づいて現場の確認を行い、地域振興局を通して事業者や地元関係者等から情報を集めて事実確認等を行っていたところ、その経過の中で事業者から地元住民へ事業の中止の連絡があったものです。

【質問】②

「県は、不適切案件の発生状況について、市町等から情報を入手し、過度に不適切な案件については、FIT法第12条、第13条、第15条に基づく指導・助言・改善命令、認定の取り消しの措置について、市町と連携し、国に相談を行います」となっています。

実際の事業推進の過程で「地域との関係構築」という項目があります。そのなかに「地域住民とのコミュニケーション」5項目が明記されています。これが、まったく顧みられなかった場合「不適切案件」にあたらぬのかどうか、見解をお示してください。

【回答】（環境生活部 環境課）

ご質問の場合は、県のガイドラインにおける「不適切案件」には該当しません。県のガイドラインでは「不適切案件」を『関係法令、条例等の違反案件（是正措置中のものを除く）をいいます。』と定義していますが、地域住民とのコミュニケーションは、関係法令、条例等の遵守とは別の項目となります。

なお、ご質問にあるFIT法第12条、第13条、第15条との関連性について整理すると次のようになります。

まず、地域住民とのコミュニケーションは国のガイドライン(※)では「事業者の努力義務」とされています。そして、この努力義務に不足がある場合は、FIT法第12条（指導・助言）の対象となり得ますが、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）の対象にはなりません。一方、国のガイドラインでは、FIT法令に基づく法的要求事項（法的義務）を「事業者の遵守事項」として取りまとめ具体的に示しており、これに違反した場合は、第12、13、15条の全ての対象になり得ます。県の「不適切案件」の対象である関係法令、条例等の遵守は「事業者の遵守事項」に分類されます。

以上のことから、本市としては、市や県から助言等を行ったにも関わらず地域住民とのコミュニケーションがまったく顧みられない場合があれば、FIT法第12条（指導・助言）に該当し得るものと考え、県と情報共有の上、対応にあたるものと考えられます。なお、県に確認したところ、このような場合は、国への相談対象になり得るということでありました。

(※) 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」のことをいう。

【質問】③

施工については、事業者は、関係法令及び条例の規定に従い、施工が行われることが必要です。公有財産の無断改変、隣地との境界確認なしの工事施工、ガードレールの無断撤去などの行為が関係法令違反、条例違反に当たらないのか見解をお示ください。

【回答】（建設部 建設保全課、環境生活部 環境課）

公有財産の改変には様々な事例が想定されますが、民間工事等に伴い、道路管理者以外の者が道路の工事を行う場合は、道路法第24条において、「道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。」と規定されています。

なお、「道路の維持で政令で定める軽易なもの」とは、沿道の利用者などの行う自発的な維持作業で、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的な補充やその他道路の構造に影響を与えない道路の維持」と定められています。

個別具体的な事例にもよりますが、民間工事等で市道の工事を行う場合は、事前に道路管理者である松阪市と協議し、道路法に基づき市の承認を得たのちでなければ工事着手できませんので、市の許可なく道路工作物や付属施設を改変する行為は、道路法に違反する行為となる場合があります。

従って、市道のガードレールの無断撤去を行った場合、道路管理者である松阪市は、道路法第71条に基づき、改変行為を行った者に対し、道路を現状に回復することを命ずる道路管理者の監督処分を行う場合があります。

また、市の許可なく赤道に盛り土する行為については、ただし書きの範疇であって道路法上の違法性は無いものと考えております。

隣地との境界確認なしの工事施工を行った場合の違法性については、境界確認の有無に関わらず、各種民間工事において道路敷など市有地との境界線を越えての工事施工は、個別財産の侵害にあたる行為であり当然認められません。

この場合、境界線を越えて施工されているかどうかの問題であり、境界確認の有無を問うものではないと考えます。

【質問】④

もしそうした事例に該当するとすれば、市として不適切事例として県に伝え、国への相談を行うべきではないか、見解を伺います。

【回答】（環境生活部 環境課）

県のガイドラインでは「不適切案件」を『関係法令、条例等の違反案件（是正措置中のものを除く）をいいます。』と定義しています。

したがって、ご質問のような場合は、当市の所管する法令、条例等であれば、まずは担当課から改善要請等を行うことが想定されますが、これにより改善が確認された場合は、前述の定義からも「不適切案件」には該当しなくなります。

なお、県に確認したところ、改善要請をしてもなお応じない場合などがあれば、不適切案件として、FIT法による「指導・助言」「改善命令」「認定取消」について国へ相談することが考えられるとの見解でしたが、過去に事例はないとのことでした。

当市としては、関係法令、条例等が遵守されていない事例を確認した場合、必要に応じ、県と情報共有の上、対応にあたるものと考えられます。その上で、事業者が改善に応じないなどの場合には、県を通じて国へFIT法による「指導・助言」「改善命令」「認定取消」について相談することが考えられます。